



不法投棄ごみ撤去作業

# 不法投棄は 犯罪です!

### 不法投棄とは?

不法投棄とは法律に違反して、決められた場所以外に廃棄物を捨てることを言います。  
事業所のごみでも一般家庭のごみでも、他人の敷地にごみを勝手に捨てることは不法投棄に該当するため、法律により厳しい罰則が適用されます。

### 罰則は意外と重い!

不法投棄の罰則は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃掃法」)により次のように定められています。

- 不法投棄を行った場合  
5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、または、その両方。  
(廃掃法第25条第1項第14号)
- 不法投棄を行った者が法人の場合  
3億円以下の罰金。  
(廃掃法第32条第1項第1号)



### 面倒でも正しい処分を!

不法投棄が見つかって、裁判所で判決が下れば、個人・法人問わず、上記の刑に処せられます。  
面倒だから、ちよつとぐらい...と思わずに不法投棄はせず、必ず正しい処分をお願いします。

### 不法投棄をみかけたら?

もし、不法投棄の現場をみかけたら、不法投棄者の特徴、車のナンバー、場所、投棄物などを危険のない範囲で確認し、警察または中津市クリーンプラザ(清掃課)までご連絡ください。

## 山国川河川事務所からのお知らせ

毎年、「山国川の日」には、山国川・中津川の河川清掃を行っています。  
今年も山国川水質保全連絡協議会の主催で、総勢223人と数多くの地域住民の参加をいただきました。  
平成13年度から始めた清掃活動も、今年で16回目となりましたが、今後も継続し環境美化啓発に努めていきたいと思えます。

### 「山国川の日」とは?

平成4年10月15日、大分県と山国川流域の市町村によって開催された山国川流域サミットにおいて、「母なる山国川の豊かな自然環境を郷土の誇りとして次代に引き継ぐ」ために定められたものです。  
開催日の10月15日を「山国川の日」とし、毎年河川一斉清掃を実施しています。



### 149件の不法投棄ゴミを 回収処分しています。

一部の心ない人々によるゴミの不法投棄は絶えることはなく、投棄されたゴミは回収処分しています。  
処分費用はみなさんの税金から支払われています。**ゴミがなければ必要のないお金です。**  
河川を利用される場合は、マナーを守り、ゴミを持ち帰っていただくようお願いいたします。  
詳しくは、ホームページをご覧ください。  
山国川河川事務所では、山国川、中津川のゴミをなくす取り組みを行っています。  
観光資源としての山国川を地域のみなさんとともに育んでまいります。

### 平成28年度版 山国川・中津川ゴミマップ



山国川河川事務所中津出張所では、ゴミマップを作成しています。山国川やその支流・中津川では、平成27年度の実施としては149件の不法投棄が確認されました。いぜんとして、たくさんのゴミが捨てられています!!

「山国川 ゴミ問題」で検索

■問合先 国土交通省山国川河川事務所  
中津出張所 (☎22-0103)

### 「電気式生ごみ処理機」 購入補助の募集

市では、ごみ減量化・リサイクルに積極的に取り組んでいます。

家庭の生ごみの処理対策の一環として、購入者に対して補助金を交付しています。

購入をお考えの人は、左記の要領でご応募ください。

■補助金額 購入金額の2分の1  
(上限額は27,000円)

■応募資格 ○市税を完納している人 ○市内に居住し、営業目的でない人

■応募方法 はがきに「電気式生ごみ処理機購入費補助金希望」と明記し、郵便番号、住所、世帯主氏名、電話番号を記入し申し込んでください。

■応募期限 2月28日(火) 当日消印有効  
※ 応募は世帯主の名前で、1世帯につき1枚のみ。

※ 過去に補助金を利用して購入した人は対象外です。

■購入方法 市から決定通知書受領後に、販売店で購入してください。

■購入先 市内に限りませんが、購入確認書と領収書が必要です。

■問合せ・申込先 〒80710007  
中津市大字蛸瀬1366番地3  
中津市クリーンプラザ  
(清掃課・☎24-5374)